

## 【文 教 科 学 委 員 会】

### (1) 審 議 概 観

第151回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件(うち本院先議1件)、本院議員提出1件の合計7件であり、内閣提出6件(うち本院先議1件)を可決した。

また、本委員会付託の請願29種類229件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案は、公立の小学校、中学校及び高等学校等の教職員の配置の適正化を図るため、これらの学校の教職員定数の標準を改めるとともに、地方分権を推進し、児童生徒の実態に応じた学校教育の充実を図るため、学級編制を弾力的に行うことができるようにする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法律案及び公立の小学校、中学校及び高等学校等の一学級の児童生徒数の標準を現行の40人から30人に引き下げることを内容とする公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(参第15号)を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、学級規模の縮小の是非、教職員定数の改善と人材確保の在り方、教育に対する財政支出の考え方等について質疑が行われた。

本法律案について質疑を終局し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案は、子どもの健全な育成を一層推進するため、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに基金を設け、青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動の振興を図る活動などに対して助成金を交付する業務を行わせようとするものである。

委員会においては、基金の意義、審査体制、将来計画等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決した。なお、4項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された国立学校設置法の一部を改正する法律案は、国立の大学における教育研究体制の整備を図るため、徳島大学医療技術短期大学部及び長崎大学医療技術短期大学部を廃止するとともに、国立大学の教育研究組織としての講座等に係る条文を削除し、各国立大学の組織編制を弾力化しようとするものである。

委員会においては、講座等に係る条文を削除する理由、国立大学の法人化の検討状況及び民営化等の必要性並びに医療看護スタッフの養成等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、教育委員会の活性化を図るとともに、指導が不適切な教員について、教員以外の職に転職させることができることとし、あわせて、公立高等学校の通学区域に係る規定を削除する等の措置を講じようとするものである。

学校教育法の一部を改正する法律案は、小学校等における社会奉仕体験活動等の体験活動を促進するほか、大学における飛び入学の促進を図るとともに、出席停止制度の改善を行う等の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、「社会奉仕体験活動」を「ボランティア

活動など社会奉仕体験活動」とするとともに、本法律案により新たに創設された飛び入学をさせることができる「大学」を、「当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれて」おり、かつ、「当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有する」大学に限定する修正が行われた。

社会教育法の一部を改正する法律案は、家庭教育に関する講座の開設及び青少年に対する社会奉仕体験活動等の体験活動の機会の提供を教育委員会の事務として規定する等の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、「社会奉仕体験活動」を「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」とする修正が行われた。

上記の3法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、衆議院における修正部分の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するとともに、教育改革国民会議提言の受け止め方、指導不適切教員の認定基準、公立高等学校の通学区域に係る規定の削除が及ぼす影響、体験活動を実施するための支援策、出席停止の運用方針、飛び入学制度の濫用への歯止め策、学校教育と家庭教育の関係等について質疑が行われた。

質疑の終局を決定し、討論の後、いずれも多数をもって原案どおり可決した。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案に対しては、それぞれ6項目の附帯決議、社会教育法の一部を改正する法律案に対しては、3項目の附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月15日、町村文部科学大臣より文教科学行政の基本施策に関して所信を、大野文部科学副大臣より平成13年度文部科学省関係予算に関して説明を聴取した。また河村文部科学副大臣及び水島、池坊両文部科学大臣政務官より、それぞれ就任に当たっての見解を聴取した。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管予算について審査を行い、今後の科学技術政策、中学校歴史教科書の検定不合格を求める中国及び韓国政府の申入れ、第2次科学技術基本計画における大学研究施設の老朽・狭あい化への対応、道徳教材「心のノート」の性格、国際熱核融合実験炉（ITER）計画の進捗状況、小中学生の脊柱側弯症への対応、地域における学校サポートチームに関する取組、教育実習船えひめ丸の事故後における生徒の心のケア等の取組、高校生の厳しい就職状況、日本学術会議における女性会員の増加策、カリキュラムに関する学校の主体性等について質疑を行った。

5月17日、遠山文部科学大臣より文教科学行政の諸施策に関して所信を、青山、岸田両文部科学副大臣及び水島、池坊両文部科学大臣政務官より、それぞれ就任に当たっての見解を聴取した。

5月24日、文教科学行政の諸施策について質疑を行い、大臣の教育理念、総合的な学習の時間の内容、教科書採択の実態、教育改革とIT教育の推進、文教行政の構造改革、公立文化会館活性化のための法整備の必要性、子どもの権利条約についての政府の対応、教職員の長時間・過密労働の実態把握、大学教育の在り方、教育行政における地方分権等の問題が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

### ○平成13年2月15日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

### ○平成13年3月15日（木）（第2回）

- 文教科学行政の基本施策に関する件について町村文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度文部科学省関係予算に関する件について大野文部科学副大臣から説明を聴いた。

### ○平成13年3月22日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成13年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成13年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成13年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（総務省所管（日本学術会議））について遠藤総務副大臣から説明を聴いた後、  
（総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管）について町村文部科学大臣、大野文部科学副大臣、河村文部科学副大臣、水島文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成13年3月26日（月）（第4回）

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について町村文部科学大臣から趣旨説明を聴き、  
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（参第15号）について発議者参議院議員本岡昭次君から趣旨説明を聴いた。

### ○平成13年3月27日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）  
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（参第15号）  
以上両案について発議者参議院議員本岡昭次君、同佐藤泰介君、同日下部禎代子君、同阿部幸代君、町村文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

### ○平成13年3月29日（木）（第6回）

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

**公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（参第15号）**

以上両案について参考人千葉大学教育学部教授天笠茂君、教育評論家長谷川孝君及び千葉大学教育学部教授三輪定宣君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

**公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（参第15号）**

以上両案について発議者参議院議員佐藤泰介君、町村文部科学大臣、河村文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第20号）賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、社民、無会

○独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について町村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

**○平成13年4月3日（火）（第7回）**

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について町村文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第21号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民

反対会派 無会

なお、附帯決議を行った。

**○平成13年5月17日（木）（第8回）**

○理事の補欠選任を行った。

○文教科学行政の諸施策に関する件について遠山文部科学大臣から所信を聴いた。

**○平成13年5月24日（木）（第9回）**

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文教科学行政の諸施策に関する件について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、青山文部科学副大臣、水島文部科学大臣政務官、仲道内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第41号）について遠山文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第41号）について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、青山文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第41号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会  
反対会派 なし

○平成13年6月15日（金）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）  
学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）  
社会教育法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
以上3案について遠山文部科学大臣から趣旨説明を、  
学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）  
社会教育法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員平野博文君から説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）  
学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）  
社会教育法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
以上3案について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月21日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）  
学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）  
社会教育法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）  
以上3案について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月25日（月）（第14回）

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）

議院送付)

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

社会教育法の一部を改正する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

以上3案について参考人大学評価・学位授与機構長木村孟君、中央大学経済学部教授小林道正君、弁護士・川西市子ども的人権オンブズパーソン代表代行瀬戸則夫君及び法政大学文学部教授佐貫浩君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月26日(火)(第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

社会教育法の一部を改正する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員平野博文君、遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月28日(木)(第16回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第71号)(衆議院送付)

社会教育法の一部を改正する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員平野博文君、遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第43号)賛成会派 自保、民主、公明、社民の一部

反対会派 共産、社民の一部、無会

(閣法第71号)賛成会派 自保、民主、公明、社民の一部

反対会派 共産、社民の一部、無会

(閣法第72号)賛成会派 自保、民主、公明、社民の一部

反対会派 共産、社民の一部、無会

なお、3案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○請願第1号外228件を審査した。

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

##### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
  - (1) 公立の義務教育諸学校の学級編制について、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、標準により定めた数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができるものとする。
  - (2) 公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程の教職員定数の標準の改善を行うこと。
    - ① 教頭及び教諭等の数について、教頭の複数配置基準を改善するとともに、少数の児童又は生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合には、政令で定める数を加算することとする。
    - ② 養護教諭等の数について、その複数配置基準を改善すること。
    - ③ 学校栄養職員の数について、その配置基準を改善すること。
  - (3) 公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改善を行うこと。
    - ① 教頭及び教諭等の数について、教頭の複数配置基準を改善し、教育相談を担当する教員を新たに加算することとともに、肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校において自立活動を担当する教員の数を改善すること。
    - ② 養護教諭等の数について、その複数配置基準を改善すること。
  - (4) 教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別な指導が行われる場合等における教頭及び教諭等、学校栄養職員、事務職員の加算の範囲を拡大し、これに伴う規定の整備を行うこと。
  - (5) 教職員の数は、政令で定めるところにより、公立義務教育諸学校又は共同調理場に置く教職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができるものとする。
  - (6) 教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立義務教育諸学校に置く非常勤の講師（短時間勤務の職を占める者及び政令で定める者を除く。）の数に換算することができるものとする。
- 2 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正
  - (1) 題名を公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に改めること。
  - (2) 公立の高等学校の設置主体を都道府県及び政令で定める基準に該当する市町村に限定している規定を削除すること。
  - (3) 公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに特殊教育諸学校の高等部の学級編制について、その設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合には、標準として定

める数によらないことができるものとする。

(4) 公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程の教職員定数の標準の改善を行うこと。

① 教職員定数の算定方法の基礎を学級数から収容定員に改めること。

② 教頭及び教諭等の数について、教頭の複数配置基準を改善するとともに、少人数指導及び習熟度別指導を行う教諭等の数を改善すること。

③ 養護教諭等の数について、その複数配置基準を改善すること。

(5) 公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員定数の標準の改善を行うこと。

① 教頭及び教諭等の数について、教頭の複数配置基準を改善し、大規模の学校に複数の進路指導又は教育相談を担当する教員を配置できるようにするとともに、肢体不自由者である生徒を教育する養護学校において自立活動を担当する教員の数を改善すること。

② 養護教諭等の数について、その複数配置基準を改善すること。

(6) 教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特殊教育諸学校の高等部に置く教職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができるものとする。

(7) 教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特殊教育諸学校の高等部に置く非常勤の講師（短時間勤務の職を占める者及び政令で定める者を除く。）の数に換算することができるものとする。

### 3 施行期日等

(1) この法律は、平成13年4月1日から施行すること。

(2) この法律の施行のため、平成17年3月31日までの間、所要の経過措置を定めること。

## 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

### 【要旨】

本法律案は、青少年のうちおおむね18歳以下の者（以下「子ども」という。）の健全な育成の一層の推進を図るため、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）に基金を設け、青少年教育に関する団体の行う子どもの体験活動の振興を図る活動その他の活動に対して助成金を交付する業務を行わせるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 センターの目的に、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付を行うことを追加すること。

2 センターの業務に、青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務を追加すること。

(1) 子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動

(2) 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動

(3) インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる



子ども向けの教材の開発

- 3 センターは、2の業務の財源をその運用によって得るために基金を設け、基金に充てるべきものとして政府が出資した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする等の基金に関する規定の整備を行うこと。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 5 この法律は、公布の日から施行すること。

#### 【附帯決議】

政府及び関係者は、子どもの健全な育成の推進を図るため、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 基金による助成金の交付に当たっては、青少年教育に関する団体の規模に関わらず地域に密着した草の根的な団体に対して格別の配慮をすること。また、制度の認知度や利用に地域格差が生じないように努めること。
- 2 インターネット用子ども向け教材等の開発などの基金による助成金交付対象事業の審査については、公正かつ厳正な審査体制を整備するとともに、審査に当たる組織、審査基準の公表などの透明性の確保、助成した事業についての活動状況の公開などに努めること。
- 3 基金については、官民一体となってその拡充に努めるとともに、民間の幅広い賛同が得られるよう情報公開を充実すること。
- 4 基金の設立が地方の自主性を阻害することがないように配慮するとともに、地方自治体における子どもの健全育成関係予算が一層充実されるよう努めること。

右決議する。

### 国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（先議）

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 徳島大学医療技術短期大学部及び長崎大学医療技術短期大学部を廃止すること。
- 2 国立大学の学部等に講座、学科目等を置き、その種類等を省令で定めることとする規定を削除すること。
- 3 2に関する規定は平成14年4月1日から、1に関する規定は平成17年4月1日から施行すること。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 1 教育委員会の委員の構成に関する配慮等

地方公共団体の長は、教育委員会の委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者が含まれるように努めなければならないこととすること。

#### 2 教育委員会の会議の公開

教育委員会の会議は、公開することとすること。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができることとすること。

#### 3 教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定等

(1) 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定し、これを公表するものとする。

(2) 教育委員会の職務権限に関する規定等に教育行政に関する相談について明記すること。

#### 4 市町村教育委員会の内申への校長の意見の添付

市町村教育委員会は、校長から任免その他の進退に関する意見の申出があった県費負担教職員について都道府県教育委員会に対し内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

#### 5 県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用

(1) 都道府県教育委員会は、その任命に係る市町村の県費負担教職員（教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に限る。）で次のいずれにも該当するもの（分限免職等に該当する者を除く。）を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用することができることとすること。

① 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。

② 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。

(2) 事実の確認の方法その他(1)の県費負担教職員が(1)の①及び②に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする。

(3) 都道府県教育委員会は、(1)の採用に当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地から、(1)の県費負担教職員の適性、知識等について十分に考慮するものとする。

(4) (1)の場合について、当該県費負担教職員が正式任用になっていた者であるときは、条件附採用としないこととする規定を設けること。

- 6 公立高等学校の通学区域に係る規定を削除すること。
- 7 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。

#### 【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 教育の地方分権の精神及び教育委員会制度の理念に基づき、各教育委員会が自主性、主体性を確立し、教育委員会制度に期待されている役割と機能を正しく発揮できるよう、諸条件の整備に努めること。
- 2 指導が不適切な教員を免職し、引き続いて都道府県の教員以外の職に採用する措置の運用に当たっては、校長や教育委員会による恣意的な運用が行われないように、要件、手続等に関し、都道府県教育委員会に対して適切な指導、助言を行うこと。
- 3 教員の資質の向上を図るため、教員の養成、採用、研修の連携を一層深め、長期休業制度の設立について検討すること。
- 4 メンタルヘルスケアの充実を含め教職員の勤務条件の一層の改善等に努めること。
- 5 公立高等学校の通学区域に係る規定の削除に関し、高等学校教育を適正に進めるため、受験競争の激化、学校間格差の拡大等を招かないよう努めること。また、通学区域の設定に当たっては、地域社会の意向等地域の実情を十分踏まえるよう努めること。
- 6 今国会において成立した「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図ること等を趣旨としていることにかんがみ、今後の文部科学行政施策の推進に当たっては、可能な限り事前・事後評価を行うとともに、その結果を公表して国民への説明責任が果たせるように努めること。

右決議する。

### 学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校においては、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実を努めるものとともに、この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分に配慮しなければならないこととする。
- 2 小学校及び中学校の出席停止制度について、その要件を明確化し、出席停止を命ずる場合には保護者の意見の聴取等の手続を行わなければならないこととするものとともに、その他手続に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとし、あわせて、出席停止期間中の児童生徒の学習の支援その他の教育上の措置を講ずるものとする。
- 3 大学は、通信による教育を行う研究科及び夜間に授業を行う研究科を置くことができるものとする。

4 次のいずれにも該当する大学は、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者であって、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有する者と認めるものを、当該大学に入学させることができることとする。

① 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

② 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

5 大学院を置く大学は、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者であって、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができることとする。

6 大学は、勤務年数を問わずに、名誉教授の称号を授与できるようにすること。

7 盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎の寮母の名称を寄宿舎指導員に変更するとともに、その職務内容に関する規定を整備すること。

8 この法律は、公布の日から施行すること。

なお、本法律案については、衆議院において、「社会奉仕体験活動」を「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」とするとともに、飛び入学をさせることができる「大学」を、「当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれて」おり、かつ、「当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有する」大学に限定する修正が行われた。

#### 【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 学校教育における体験活動の実施に当たっては、教育的な意義と見地を踏まえ、知的な探求や社会参加、職業意識の醸成などに資するように配慮するとともに、児童生徒の発達段階や、活動内容に応じて、児童生徒・保護者等の意向にも十分に配慮しながら行うこと。また、体験活動の重要性を踏まえ、実施に必要な諸条件の整備、支援措置を講じること。

2 出席停止制度の運用に当たっては、これが児童生徒の教育を受ける権利の制限となることにかんがみ、可能な限り短い期間にするとともに、本人や保護者に対して十分な説明を行うよう努め、慎重な手続を踏むこと。また、出席停止に係る児童生徒の弁明の聴取等、教育上の措置として本人の人権に十分配慮して行うこと。

3 出席停止期間中の児童生徒に対する教育的な支援措置が十分に行えるよう条件整備を推進すること。

4 大学への「飛び入学」の拡大をもたらす本制度の実施に際しては、その趣旨を周知・徹底するとともに、高等学校と大学間の連携を一層推進すること。

その実施に向けての協議の場を設置し、必要な指針等の策定を検討すること。

また、本制度の実施状況に関する実証的な調査研究を継続して行い、時宜に応じてその調査研究の成果を公表すること。

5 高等学校と大学等の連携については、今後もその在り方についての検討を進めるとともに、高等学校教育の改革、高等学校と大学等の接続の改善に向けて、関係者による協

議や調査研究のための条件整備に努めること。

- 6 今国会において成立した「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図ること等を趣旨としていることにかんがみ、今後の文部科学行政施策の推進に当たっては、可能な限り事前・事後評価を行うとともに、その結果を公表して国民への説明責任が果たせるように努めること。

右決議する。

## 社会教育法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

### 【要旨】

本法律案は、家庭及び地域の教育力の向上のため、社会教育行政の体制の整備を図るとともに、青少年の体験活動を促進し、あわせて社会教育主事の資格要件の緩和等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 教育委員会の事務として、家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設、青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施等の事務を規定すること。
- 2 社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に家庭教育の向上に資する活動を行う者を委嘱することができるようにすること。
- 3 社会教育主事となるための実務経験の要件を緩和し、社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間を評価できるようにすること。
- 4 国及び地方公共団体が、社会教育に関する任務を行うに当たって、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする旨を規定すること。
- 5 この法律は、公布の日から施行するものとする。

なお、本法律案については、衆議院において、「社会奉仕体験活動」を「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」とする修正が行われた。

### 【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 社会教育と学校教育との連携の確保に当たっては、学校施設の複合化、多機能化等、地域の特性に応じた総合的な施設づくりを推進し、子育て支援、生涯学習、文化振興等、開かれた地域コミュニティの拠点としての学校施設を整備するとともに、学校の安全確保についても十分に努めること。
- 2 地域住民の生涯学習の振興に資するため、多様化・高度化する学習ニーズに対応した社会教育体制の整備に努めるとともに、「教育の日」、「教育休暇制度」の導入を促進するなど、地域における教育への関心・支援を高めるための条件整備に努めること。
- 3 今国会において成立した「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が、政策評価の

客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図ること等を趣旨として、今後、文部科学行政施策の推進に当たっては、可能な限り事前・事後評価を行うとともに、その結果を公表して国民への説明責任が果たせるように努めること。

右決議する。

#### (4) 付託議案審議表

・ 内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※20	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	13.2.9	13.3.26	13.3.29 可決	13.3.30 可決	13.3.8 文部科学	13.3.16 可決	13.3.22 可決
○13.3.26 参本会議趣旨説明 ○13.3.8 衆本会議趣旨説明									
※21	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案	衆	2.9	3.29	4.3 可決 附帯	4.4 可決	3.22 文部科学	3.28 可決 附帯	3.29 可決
41	国立学校設置法の一部を改正する法律案	参	2.23	5.24	5.31 可決	6.1 可決	6.12 文部科学	6.20 可決	6.22 可決
43	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2.27	6.15	6.28 可決 附帯	6.29 可決	5.29 文部科学	6.13 可決 附帯	6.14 可決
○13.6.15 参本会議趣旨説明 ○13.5.29 衆本会議趣旨説明									
71	学校教育法の一部を改正する法律案	衆	3.13	6.15	6.28 可決 附帯	6.29 可決	5.29 文部科学	6.13 修正 附帯	6.14 修正
○13.6.15 参本会議趣旨説明 ○13.5.29 衆本会議趣旨説明									
72	社会教育法の一部を改正する法律案	衆	3.13	6.15	6.28 可決 附帯	6.29 可決	5.29 文部科学	6.13 修正	6.14 修正
○13.6.15 参本会議趣旨説明 ○13.5.29 衆本会議趣旨説明									

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯議決

・ 本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	衆院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
15	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案	本岡 昭次君 外4名 (13.3.22)	13.3.26		13.3.26	未了				
○13.3.26 参本会議趣旨説明										